

社会福祉法人わらしべ会 評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしべ会（以下「わらしべ会」という。）の評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

- 2 本規程でいう常勤とは、所定週平均4日以上勤務をいう。
- 3 本規程でいう非常勤とは、所定週平均4日以上勤務に該当しない勤務をいう。
- 4 報酬は、法人と委任関係にある評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び理事会出席の実費弁償)

第3条 評議員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費等を支払う。

- 2 理事を兼ねる職員の交通費は、旅費規程に基づく。
- 3 その場合は、評議員等職務証跡簿に記録するものとする。

(評議員等の勤務報酬等)

第4条 評議員等が、その職務を行うために業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができるものとする。

- 2 その場合は、評議員等職務証跡簿に記録するものとする。

(出張旅費)

第5条 評議員等が、その職務を行うために出張に当たった場合は、別表3により旅費等を支給することができるものとする。

- 2 その場合は、評議員等職務証跡簿に記録するものとする。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(理事長及び業務執行理事の職務証跡)

第7条 理事長及び業務執行理事が、その職務を行うために業務に当たった場合は、その時間を及び内容を職務証跡簿に記録するものとする。また、理事会において、自己の職務の執行状況を報告する。

(理事長の勤務報酬)

第8条 常勤の理事長がその職務を行うために業務に当たった場合は、別表4により月額報酬を支払うことができる。

(理事長の退職金)

第9条 常勤の理事長が退職する時は、退職金を支払うことができる。法人が採用する退職金制度を参考とし、理事会で決定した金額とする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会に図り、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成28年4月1日より適用する。
社会福祉法人制度改革のため、平成29年4月1日より適用する。
令和元年7月1日より適用する。
令和3年1月23日より適用する。

別表1

名称	報酬(1回)	旅費等
評議員等の理事会及び評議員会出席報酬	3,000円	旅費規程に基づく

別表2

名称	報酬	旅費等	実費弁償費
評議員等勤務4(1時間)	1,500円	旅費規程に基づく	実費

別表3

宿泊費	旅費等
20,000円を限度に実費	旅費規程に基づく

別表4

名称	報酬
理事長勤務報酬(月額)	400,000円